春日部市火災予防条例の一部を改正する条例

春日部市火災予防条例（平成１７年条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
目次 第６章　雑則（第43条―第49条） 第７章　罰則（第50条・第51条）	目次 第６章　雑則（第43条―第48条） 第７章　罰則（第49条・第50条）
（防火対象物の消防用設備等の状況の公表） 第48条　消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又は令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。 ２　消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。 ３　第１項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。	
（委任） 第49条　（略）	（委任） 第48条　（略）
（罰則） 第50条　（略） 第51条　（略）	（罰則） 第49条　（略） 第50条　（略）

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。